

第34回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ドレッシング 実施要綱

1. 出場資格

先に実施した予選競技会(第34回全日本社会人馬術選手権大会 スプリング及び同オータム)において本大会の出場権を獲得した者又は第33回全日本社会人馬術選手権大会 ファイナルにおいて獲得した出場シード権を行使し本大会のシード選手となった者で、大会開催時点で本連盟の会員資格を有する個人とする。

2. 競技種目

1 回戦: 日本社会人団体馬術連盟制定 全日本社会人馬術選手権大会馬場馬術課目 2015
(旧 日本馬術連盟 第3 課目 1993 改)

決 勝: 日本馬術連盟制定 馬場馬術運動課目 L1 課目 2013

3. 競技方法

競技規定は、国際馬術連盟馬場馬術競技会規程第25版及び日本馬術連盟競技会規程第27版を採用する。使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再演技を行う。ただし、馬匹の故障が選手に起因すると思われる場合には、当該選手の再演技を認めない場合がある。

(1) 1 回戦

ア 出場資格のある選手を、1 ブロック 4 名からなる 4 ブロックに分け、各ブロックに 2 頭の馬匹を割り当て、各選手はそれぞれの馬匹に騎乗し、演技を行う(20 日・21 日各 1 鞍で行う)。

イ 2 鞍の合計得点率をその選手の得点率とする。

(2) 決勝戦

ア 1 回戦の各ブロックの第 1 位 4 名が 2 頭に騎乗して演技を行う。

イ 2 鞍の合計得点率をその選手の得点率とする。

4. 順位の決定

(1) 個人順位

ア 1 回戦の 2 鞍の合計得点率の高い選手を上位とする。

イ 1 回戦の各ブロックの第 1 位の選手 4 名はさらに決勝戦を行い、その合計得点率の高い者を上位とする。

ウ 5 位以下については、1 回戦の順位をもって決定する。

エ 合計得点率が同じ場合は、全審判員の総合観察点の合計得点の高い選手を上位とする。

オ エで決まらない場合は、C 点審判員の総合観察点の合計得点の高い選手を上位とする。

カ オで決まらない場合は、1鞍の最も高い得点率を得た選手を上位とする。

(2) 団体順位

ア 1回戦の上位2名の成績により順位を決定する。

イ 上位2名の合計得点率の高い団体を上位とする。

ウ 得点率が同じ場合は、上位2名の全審判員の総合観察点の合計得点の高い団体を上位とする。

エ ウで決まらない場合は、上位2名のC点審判員の総合観察点の合計得点の高い団体を上位とする。

オ エで決まらない場合は最も高い得点率を得た選手の所属する団体を上位とする。

5. 表彰

(1) 個人表彰

- 決勝戦 第4位までを入賞とし、表彰する。

(2) 団体表彰

2名以上の選手が出場する正会員団体が3団体以上ある場合、それらの団体について団体表彰を行う。

- 第3位までを入賞とし、表彰する。

(3) 馬匹表彰

- 最優秀馬匹賞 1頭

6. シード権の獲得

本大会における優勝者および準優勝者は、次年度に開催される第35回全日本社会人馬術選手権大会シリーズにおけるシード権を得る(優勝者: スプリング枠シード権、準優勝者: オータム枠シード権)。シード権を得た選手は、同大会シリーズの開催通知後、エントリー締め切りまでにシード権の行使を宣言することで、同大会ファイナルに係るシード選手となる。

シード権の行使を宣言しない場合には、他の選手と同様に、同大会シリーズの予選競技会にエントリーすることができる。

なお、シード権獲得選手がシード権を行使しない場合のシード権の繰上げなどは行わない。

7. その他

(1) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。また、出場選手は、何らかの傷害保険に加入していること。

(2) 出場選手の技術の向上、事故防止に心がけること。危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき改善を指導する場合がある。

(3) 出場者数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要綱及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。

(4) 拍車は、丸拍又は棒拍とし、審判長の指示により着用を認めない場合がある。

(5) 準備運動は5分以内とする。

第34回 全日本社会人馬術選手権大会 ファイナル ジャンピング 実施要綱

1. 出場資格

先に実施した予選競技会(第34回全日本社会人馬術選手権大会 スプリング及び同オータム)において本大会の出場権を獲得した者又は第33回全日本社会人馬術選手権大会 ファイナルにおいて獲得した出場シード権を行使し本大会のシード選手となった者で、大会開催時点で本連盟の会員資格を有する個人とする。

2. 競技種目

障害飛越競技 (高さ 100cm まで)

3. 競技方法

競技規定は、国際馬術連盟障害飛越競技会規程第25版及び日本馬術連盟競技規程第27版、国民体育大会馬術競技規程(第70回)(失権者の減点算出法)を採用する。2反抗失権とし、基準タイム及び早着減点の設定など一部ローカルルールを採用する。使用予定馬が故障などにより使用不能となった場合、競技前・途中の如何を問わず、予備馬による再走行を行う。ただし、馬匹の故障が選手に起因すると思われる場合には、当該選手の再走行を認めない場合がある。

- (1) 出場資格のある選手を、1ブロック4名からなる4ブロックに分け、各ブロックに2頭の馬匹を割り当て、各選手はそれぞれの馬匹に騎乗し、2鞍の総合成績によって勝敗を決する。各ブロックの上位2名が準決勝へ進出する。
- (2) 準決勝も1回戦と同様に4名からなる2ブロックに分け、各ブロックの上位2名が決勝戦へ進出する。
- (3) 決勝戦は4名がそれぞれ2頭の馬匹に騎乗し、2鞍の総合成績によって勝敗を決する。

4. 順位の決定方法

- (1) 選手の騎乗成績の合計により各ブロック内の順位を決定する。
- (2) 各ブロック内の順位は、次の者を上位とする。
 - 減点の少ない者
 - 減点合計が同点の場合は、各走行タイムの基準タイムとの差の絶対値の合計の少ない者
 - イで決まらない場合は、減点0の多い者
 - 以上で決まらない場合は、抽選とする。
- (3) 決勝戦はFEI規程238条2-1による。

5. 表彰

- (1) 個人表彰

- 決勝戦 第4位までを入賞とし、表彰する。

(2) 馬匹表彰

- 最優秀馬匹賞 1頭

6. シード権の獲得

本大会における優勝者および準優勝者は、次年度に開催される第35回全日本社会人馬術選手権大会シリーズにおけるシード権を得る(優勝者：スプリング枠シード権、準優勝者：オータム枠シード権)。シード権を得た選手は、同大会シリーズの開催通知後、エントリー締め切りまでにシード権の行使を宣言することで、同大会ファイナルに係るシード選手となる。

シード権の行使を宣言しない場合には、他の選手と同様に、同大会シリーズの予選競技会にエントリーすることができる。

なお、シード権獲得選手がシード権を行使しない場合のシード権の繰上げなどは行わない。

7. その他

- (1) 参加者・馬取扱者・観覧者の事故疾病について、主催者は応急処置をするが、その責は負わない。また、出場選手は、何らかの傷害保険に加入していること。
- (2) 出場選手の技術の向上、事故防止に心がけること。危険防止の観点から、主催者及び審判団の協議に基づき改善を指導する場合がある。
- (3) 出場者数及び馬匹その他の理由により、やむを得ず要綱及び日程等の一部を変更して実施する場合がある(競技の詳細などについては、当日の打合わせにおいて説明する)。
- (4) 拍車は、丸拍又は棒拍とし、審判長の指示により着用を認めない場合がある。
- (5) 準備運動は3分2飛越とする。ただし、クロス障害の飛越は除く。
- (6) 準備運動場における飛越回数オーバーは失権、逆標旗飛越はその都度罰金3万円を課す。
- (7) 1回戦および準決勝で敗退した選手は、競技役員としてその後の大会運営を手伝うこと。特に第1日目1回戦で敗退した選手は、必ず第2日目も来苑し運営に参加すること。